



三重県公報

令和4年3月15日 (火)

第 294 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
9	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	2
10	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	3
病院事業庁管理規程			
1	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	30
告 示			
109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	30
110	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(地域福祉課)	31
111	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	31
112	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	31
113	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	31
114	三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	(市町行財政課)	31
115	家畜伝染病検査等の実施	(家畜防疫対策課)	49
116	家畜伝染病予防法の規定による予防注射の実施	(同)	50
117	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	50
118	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	51
119	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市政策課)	52
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	52
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	53
	同件	(同)	53
	同件	(同)	53
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建築開発課)	53
	開発行為に関する工事の完了	(同)	53
人 事 委 公 告			
	令和4年度三重県警察官A採用候補者試験(1回目)の実施	(人事委員会)	54

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第九号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付決定)</p> <p>第一条の二 知事は、前条第一項、第四項又は第五項の規定による申請書の提出があつたときは、貸付けについての可否の決定を行い、申請者又は申請書を提出した母子・父子福祉団体に対し、貸付決定通知書（第十号様式の四）又は貸付不承認決定通知書（第十号様式の五）を交付するものとする。</p>	<p>(貸付決定)</p> <p>第一条の二 知事は、前条第一項又は第四項の規定による申請書の提出があつたときは、貸付けについての可否の決定を行い、申請者又は申請書を提出した母子・父子福祉団体に対し、貸付決定通知書（第十号様式の四）又は貸付不承認決定通知書（第十号様式の五）を交付するものとする。</p>
<p>第二条 (略)</p> <p>(在学証明書等の提出)</p>	<p>第二条 (略)</p>
<p>第二条の二 法第十三条第一項第二号、第三十一条の六第一項第二号若しくは第三十二条第一項第二号に規定する資金又は法第十三条第一項第三号、第三十一条の六第一項第三号若しくは第三十二条第一項第三号に規定する資金又は法第十三条第一項第四号、第三十一条の六第一項第四号若しくは第三十二条第一項第四号に規定する資金（修学又は知識技能の習得に係るものに限る。）の貸付決定の通知を受けた者は、当該貸付に係る修学中又は知識技能の習得中、毎年度知事の定める日までに、その旨を証する書類を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第二条の二 法第十三条第一項第二号、第三十一条の六第一項第二号若しくは第三十二条第一項第二号に規定する資金又は法第十三条第一項第三号、第三十一条の六第一項第三号若しくは第三十二条第一項第三号に規定する資金又は法第十三条第一項第四号、第三十一条の六第一項第四号若しくは第三十二条第一項第四号に規定する資金（修学又は知識技能の習得に係るものに限る。）の貸付決定の通知を受けた者は、当該貸付に係る修学中又は知識技能の習得中、毎年度知事の定める日までに、その旨を証する書類を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(貸付金の増額申請)</p> <p>第五条 資金の貸付けを継続して受けている者は、その貸付金が令第七条第三号から第五号まで及び第八号並びに第三十六条第三号から第五号まで及び第八号に規定する限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、貸付金増額申請書（第十七号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(貸付金の増額申請)</p> <p>第五条 資金の貸付けを継続して受けている者は、その貸付金が令第七条第三号から第五号まで及び第八号並びに第三十六条第三号から第五号まで及び第八号に規定する限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、貸付金増額申請書（第十七号様式）を知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第十五条 この規則に基づく申請書、借用書、届書その他の書類のうち、第十一条の二に規定する届出に関する書類及び第十三条に規定する証明書交付申請書以外の書類（以下「申請書等」という。）は、福祉事務所を経由して知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第十五条 この規則に基づく申請書、借用書、届書その他の書類のうち、第十三条に規定する証明書交付申請書以外の書類（以下「申請書等」という。）は、福祉事務所を経由して知事に提出しなければならない。ただし、福祉事務所を設置しない町の</p>

<p>ならない。ただし、福祉事務所を設置しない町の区域内に住所地を有する者は、当該町を經由して知事に提出しなければならない。</p>	<p>区域内に住所地を有する者は、当該町を經由して知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 知事は、前項の申請書等の提出があつたときは、福祉事務所を經由して決定通知書を交付しなければならない。</p>	
<p>3 第三条に規定する氏名、住所等変更届及び氏名、住所等変更届を提出した後の申請書等は、第一条に規定する母子福祉資金貸付申請書、父子福祉資金貸付申請書又は寡婦福祉資金貸付申請書を提出した福祉事務所を經由して知事に提出しなければならない。ただし、県の区域外に住所を有する者となつた場合は、この限りでない。</p>	<p>2 第三条に規定する氏名、住所等変更届は、旧住所を管轄する福祉事務所を經由して知事に提出しなければならない。ただし、氏名、住所等変更届を提出した後の申請書等の提出は、新住所地とする。</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>(道路の位置の指定の申請) 第十四条 (略)</p>	<p>(道路の位置の指定の申請) 第十四条 (略)</p>
<p>2 知事は、法第四十二条第一項第五号の規定により道路を指定したときは、速やかに、その旨を公告し、かつ、道路指定（変更・廃止）通知書（第八号様式の二）により申請者に通知するものとする。</p>	
<p>(道路の指定等の変更又は廃止) 第十四条の二 法第四十二条第一項第五号又は第二項の規定による指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする者は、道路指定（変更・廃止）申請書（第八号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(道路の指定等の変更又は廃止) 第十四条の二 法第四十二条第一項第五号及び第二項の規定による指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする者は、道路指定（変更・廃止）申請書（第八号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 知事は、前項の申請により道路の変更又は廃止をしたときは、速やかに、その旨を公告し、かつ、道路指定（変更・廃止）通知書（第八号様式の二）により申請者に通知するものとする。</p>	<p>2 知事は、前項の申請により道路の変更又は廃止をした場合に於ては、速やかに、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。</p>
<p>(延焼防止上支障がないことの認定申請書) 第十五条の三 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定を受けようとする者は、省令第十条の四の二第一項の規定による別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>(延焼防止上支障がないことの認定申請書) 第十五条の三 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定を受けようとする者は、延焼防止上支障がないことの認定申請書（第九号様式）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>

<p>い。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 知事は、政令第百十五條の二第一項第四号ただし書の規定により延焼防止上支障がないと認めるときは、省令第十條の四の二第三項の規定による別記第四十九号様式による通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>(保存建築物の適用除外の指定申請書)</p> <p>第十五條の四 法第三條第一項第三号の規定による建築物の指定を受けようとする者は、指定申請書(第九号様式)の正本一通及び副本三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>(保存建築物の適用除外の指定申請書)</p> <p>第十五條の四 法第三條第一項第三号の規定による建築物の指定を受けようとする者は、適用除外建築物指定申請書(第九号様式の二)の正本一通及び副本三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>2 知事は、法第三條第一項第三号の規定により保存建築物を指定したときは、指定通知書(第九号様式の二)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(保存建築物の適用除外の認定申請書)</p> <p>第十五條の五 法第三條第一項第四号の規定による建築物の認定を受けようとする者は、省令第十條の四の二第一項の規定による別記第四十八号様式による申請書の正本一通及び副本三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(保存建築物の適用除外の認定申請書)</p> <p>第十五條の五 法第三條第一項第四号の規定による建築物の認定を受けようとする者は、適用除外建築物認定申請書(第九号様式の三)の正本一通及び副本三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>2 知事は、法第三條第一項第四号の規定により建築物の原形を再現することを認めるときは、省令第十條の四の二第三項の規定による別記第四十九号様式による通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等)</p> <p>第十六條 法第八十六條第一項若しくは第二項の規定による認定又は同條第三項、第四項若しくは法第八十六條の二第二項の規定による許可を受けようとする者は、省令第十條の十六第一項で定める認定申請書又は同項若しくは同條第三項で定める許可申請書に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 省令第十條の十六第一項第三号又は同條第三項第二号に規定する所有権又は借地権を有する者の同意書(第九号様式の三)及び同書面に押印された印鑑の印鑑登録証明書</p> <p>二 (略)</p>	<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等)</p> <p>第十六條 法第八十六條第一項若しくは第二項の規定による認定又は同條第三項、第四項若しくは法第八十六條の二第二項の規定による許可を受けようとする者は、省令第十條の十六第一項で定める認定申請書又は同項若しくは同條第三項で定める許可申請書に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 省令第十條の十六第一項第三号又は同條第三項第二号に規定する所有権又は借地権を有する者の同意書(第九号様式の四)及び同書面に押印された印鑑の印鑑登録証明書</p> <p>二 (略)</p>
<p>3 法第八十六條の五第二項の規定による認定の取消し又は同條第三項の規定による許可の取消しを受けようとする者は、省令第十條の二十一第一項で定める認定取消申請書又は許可取消申請書に、</p>	<p>3 法第八十六條の五第二項の規定による認定の取消し又は同條第三項の規定による許可の取消しを受けようとする者は、省令第十條の二十一第一項で定める認定取消申請書又は許可取消申請書に、</p>

<p>次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 省令第十条の二十一第一項第二号に規定する 所有権又は借地権を有する者全員の合意書(第九号様式(四))及び同書面に押印された印鑑の 印鑑登録証明書</p> <p>三 (略)</p> <p>(建築協定の認可申請等)</p>	<p>次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 省令第十条の二十一第一項第二号に規定する 所有権又は借地権を有する者全員の合意書(第九号様式(五))及び同書面に押印された印鑑の 印鑑登録証明書</p> <p>三 (略)</p> <p>(建築協定の認可申請等)</p>
<p>第十六条の四 法第七十条第一項の認可を受けようとする者は、建築協定(変更)認可申請書(第十号様式)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>第十六条の四 法第七十条第一項の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(第十号様式)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p>
<p>2 法第七十四条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、建築協定(変更)認可申請書(第十号様式)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>2 法第七十四条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、建築協定変更認可申請書(第十号様式(二))の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p>
<p>3 知事は、法第七十三条第一項(法第七十四条第二項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により建築協定を認可したときは、建築協定(変更)認可通知書(第十号様式(二))により申請者に通知するものとする。</p>	
<p>4 法第七十六条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(第十号様式(三))の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>3 法第七十六条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(第十号様式(二))の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p>
<p>5 知事は、法第七十六条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の廃止を認可したときは、建築協定廃止認可通知書(第十号様式(四))により申請者に通知するものとする。</p> <p>(建築協定の設定の特則)</p>	<p>(建築協定の設定の特則)</p>
<p>第十六条の五 法第七十六条の三第二項の認可を受けようとする者は、前条第一項の建築協定(変更)認可申請書に、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>第十六条の五 法第七十六条の三第二項の認可を受けようとする者は、前条第一項の建築協定認可申請書に、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 法第七十六条の三第四項において準用する法第七十二条第一項の規定による認可を受けた者は、認可の日から起算して三年以内に当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなった場合においては、速やかにその旨を一人建築協定効力発生届(第十号様式(五))により知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 法第七十六条の三第四項において準用する法第七十二条第一項の規定による認可を受けた者は、認可の日から起算して三年以内に当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなった場合においては、速やかにその旨を一人建築協定効力発生届(第十号様式(三))により知事に届け出なければならない。</p>

<p>(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続)</p> <p>第十六条の六 法第七十五条の二第一項又は第二項の規定により建築協定区域内の土地の所有者又は建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等が、当該建築協定に加わることとなつた場合は、建築協定加入届出書(第十号様式の六)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続)</p> <p>第十六条の六 法第七十五条の二第一項又は第二項の規定により建築協定区域内の土地の所有者又は建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等が、当該建築協定に加わることとなつた場合は、建築協定加入届出書(第十号様式の四)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
---	---

第八号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第14条、第14条の 2 関係）（A 4）

道路指定（変更・廃止）申請書

（第一面）

建築基準法第 4 2 条第 一 項第 一 号の規定による道路の指定（変更・廃止）を申請します。
この申請書及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

三重県知事

宛て

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 氏名】

【ロ. 事務所名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※指定欄	※公告欄
	年 月 日	年 月 日
	第 号	第 号

(第二面)

道路に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 面積】

【3. 幅員及び延長】

(道路番号)(幅員)(延長)
 (A)()()
 (B)()()
 (C)()()
 (D)()()

【4. 既存道路への接続】

【イ. 接続先の既存道路の種別】 (1) 法第42条 第 項 第 号
 (2) 法第42条 第 項 第 号
 【ロ. 接続先の既存道路の名称】 (1)
 (2)

【5. 権利を有する者の氏名及び権利の種類】

(氏名)(権利の種類)(権利を有する土地の地名地番)
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()
 ()()()

【6. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【7. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 2欄「イ」は、設計者が建築士のときは、氏名に加え、建築士の種別及び登録番号を記入してください。
- ③ 2欄「ロ」は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、登録都道府県及び登録番号を記入してください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 各欄共通 変更申請のときは、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
- ② 3欄及び5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 3欄の幅員及び延長は、少数点以下第2位を切り捨てて少数点以下第1位まで記入してください。
- ④ 4欄「ロ」は、認定道路の名称、指定道路の指定番号等を記入してください。
- ⑤ 5欄の権利の種類は、所有権、賃借権、抵当権、根抵当権等の別を記入してください。
- ⑥ 変更申請又は廃止申請のときは、8欄に変更又は廃止の対象となる指定道路の指定番号及び指定年月日を記入してください。

第八号様式の次に次の二様式を加える。

第 8 号様式の 2 (第14条、第14条の 2 関係) (A 4)

道路指定 (変更・廃止) 通知書

第 年 月 日

申請者 様

三重県知事 印

下記による道路指定 (変更・廃止) 申請書及び添付図書に記載の道路について、建築基準法第 4 2 条第 項第 号の規定による道路の指定 (変更・廃止) をしたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 道路の位置
3. 道路の概要
道路番号 幅員 延長

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第九号様式及び第九号様式の二を次のように改める。

第 9 号様式（第15条の 4 関係）（A 4）

指定申請書

（第一面）

建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定による指定を申請します。この申請書及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

三重県知事

宛て

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

※受付欄	※決裁欄	※指定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】			
【2. 住居表示】			
【3. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域	<input type="checkbox"/> 準防火地域	<input type="checkbox"/> 指定なし
【4. その他の区域、地域、地区又は街区】			
【5. 道路】			
【イ. 幅員】			
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】			
【6. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】	(1)	() () () () ()	()
	(2)	() () () () ()	()
【ロ. 用途地域等】	() () () () ()	() () () () ()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	() () () () ()	() () () () ()	()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	() () () () ()	() () () () ()	()
【ホ. 敷地面積の合計】	(1)	() () () () ()	()
	(2)	() () () () ()	()
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】		() () () () ()	()
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】		() () () () ()	()
【チ. 備考】		() () () () ()	()
【7. 主要用途】 (区分)			
【8. 工事種別】			
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
【9. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築面積】	()	()	()
【ロ. 建蔽率】	()	()	()
【10. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築物全体】	()	()	()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【ホ. 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【ト. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【チ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【リ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ル. 住宅の部分】	()	()	()
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()

【ワ. 延べ面積】

【カ. 容積率】

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【イ.】	()	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその

他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 10欄の「ヲ」の延べ面積及び「ワ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

- ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

- ⑰ ここに書き表せない事項で特に指定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に指定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑦ 建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のための通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

第 9 号様式の 2 (第15条の 4 関係) (A 4)

指定通知書

第 年 月 日

申請者 様

三重県知事 印

下記による指定申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、指定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第九号様式の二を削り、第九号様式の四を第九号様式の三とし、第九号様式の五を第九号様式の四とする。
第十号様式及び第十号様式の二を次のように改める。

第10号様式（第16条の4関係）（A4）

建築協定（変更）認可申請書

（第一面）

建築基準法第 条 第 項の規定による（変更）認可を申請します。この申請書及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

三重県知事

宛て

年 月 日

申請者氏名

【1. 代表者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

※受付欄	※決裁欄	※認可番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(第二面)

協定に関する事項

【1. 建築協定の名称】

【2. 建築協定区域の地名地番】

【3. 建築協定区域の面積】 ㎡

【4. 有効期間】【イ. 期間】 年 月 日から 年 月 日
までの 年 月間**【ロ. 有効期間を超えた場合の自動更新の有無】**有 ()無

【5. 建築物の基準の概要】

【6. 土地の所有者等の数】

【イ. 土地の所有者】

【ロ. 建築物の所有を目的とする地上権者】

【ハ. 建築物の所有を目的とする賃借権者】

【ニ. 建築基準法第77条に規定する建築物の借主】

【ホ. 計】

【7. その他必要な事項】

【8. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 変更認可を受けようとする場合は、変更する部分に新旧と表示のうえ記入してください。

2. 第一面関係

- ③ 認可又は変更認可の別を記載してください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 各欄共通 変更申請のときは、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
- ② 4 欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。有にチェックした場合は、自動更新の回数を記入してください。
- ③ 7 欄は、変更認可を受けようとする場合に、従前の認可番号および認可年月日を記入してください。

第10号様式の2（第16条の4関係）（A4）

建築協定（変更）認可通知書

第 年 月 日

申請者 様

三重県知事 印

下記による認可申請書及び添付図書に記載の建築協定について、建築基準法第 条 第 項の規定に基づき、（変更）認可しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築協定の名称
3. 建築協定区域の地名地番

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第十号様式の四を第十号様式の六とし、第十号様式の三を第十号様式の五とし、第十号様式の二の次に次の二様式を加える。

第10号様式の3（第16条の4関係）（A4）

建築協定廃止認可申請書

（第一面）

建築基準法第76条第1項の規定（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）による廃止認可を申請します。この申請書及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

三重県知事

宛て

年 月 日

申請者氏名

【1. 代表者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

※受付欄	※決裁欄	※認可番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(第二面)

協定に関する事項

【1. 廃止する建築協定の認可番号及び認可年月日】

【イ. 認可番号】

【ロ. 認可年月日】 年 月 日

【2. 建築協定の名称】

【3. 建築協定区域の地名地番】

【4. 建築協定区域の面積】

m²

【6. 土地の所有者等の数】

(所有者等の数) (廃止に合意する
所有者等の数)

【イ. 土地の所有者】 () ()

【ロ. 建築物の所有を目的とする地上権者】 () ()

【ハ. 建築物の所有を目的とする賃借権者】 () ()

【ニ. 建築基準法第77条に規定する建築物の借主】

() ()

【ホ. 計】 () ()

【チ. 廃止に合意する数の所有者等の数に対する割合】

【7. その他必要な事項】

【8. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 6欄の所有者等の数欄は、現在の所有者等の数を記入してください。廃止に合意する所有者等の数欄は、所有者等のうち廃止に合意する所有者等の数を記入してください。
- ② 6欄の「チ」は、百分率を用いてください。

第10号様式の4（第16条の4関係）（A4）

建築協定廃止認可通知書

第 年 月 日

申請者 様

三重県知事 印

下記による認可申請書及び添付図書に記載の建築協定について、建築基準法第条第76条第1項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、廃止認可しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築協定の名称
3. 建築協定区域の地名

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の建築基準法施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年三月十五日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第一号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 ～ 7 (略)	1 ～ 7 (略)
8 当分の間、別表第七第二号の表中6又は8に掲げる者については、第十六条第二項中「別表第七に定める額」とあるのは「別表第七に定める額に月額四千元を加算した額」と読み替えるものとする。	

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(次項において「新管理規程」という。)の規定は、令和四年二月一日から適用する。
- 2 職員が改正前の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて、令和四年二月一日以後の分として支給を受けた手当は、新管理規程の規定による手当の内払とみなす。

告 示

三重県告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和4年3月15日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	一志調剤薬局・高野店	津市一志町高野226番地7	令和4年2月1日
訪問看護	セントケア訪問看護ステーション四日市	四日市市新正4丁目7番5号	令和4年2月1日

訪問看護	藤田医科大学訪問看護ななくり	津市大門 6-5 プライム津大門 2 階	令和 4 年 2 月 1 日
薬局	スギ薬局 伊賀東店	伊賀市緑ヶ丘南町 3899 番地 1	令和 4 年 3 月 1 日

三重県告示第 110 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	令和 3 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
ショートステイ スバル台	尾鷲市大字南浦 4587-4	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 111 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	令和 3 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
ショートステイ スバル台	尾鷲市大字南浦 4587-4	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 112 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	スギ薬局 伊賀東店	伊賀市緑ヶ丘南町 3899 番地 1		薬局	令和 4 年 3 月 1 日

三重県告示第 113 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
病院	ヨナハ総合病院	ヨナハ総合病院	ヨナハ丘の上病院		じん臓 整形外科	令和 3 年 11 月 1 日
		桑名市和泉 8 丁目 264 番地 3	桑名市さくらの丘 1 番地			

三重県告示第 114 号

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

三重県地域総合整備資金貸付要綱（平成 2 年三重県告示第 271 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（借入申請）</p> <p>第 10 条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域総合整備資金借入申込書（第 2 号様式）及び事業計画書（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>設備の取得等及び資金調達計画書（第 5 号様式）</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(過疎地域等における貸付額の特例)</p> <p>2 <u>令和 13 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業（第 5 条第 5 項及び第 6 項に該当する場合を除く。）に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「42 億円」とあるのは「54 億円」と、「63 億円」とあるのは「81 億円」と、同条第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」と、同条第 4 項中「52.5 億円」とあるのは「67.5 億円」と、「78.7 億円」とあるのは「101.2 億円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（離島振興対策実施地域における貸付額の特例）</p> <p>3 <u>令和 5 年 3 月 31 日までの間は、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」（第 5 条第 5 項及び第 6 項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「42 億円」とあるのは「54 億円」と、「63 億円」とあるのは「81 億円」と、同条第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」と、同条第 4 項中「52.5 億円」とあるのは「67.5 億円」と、「78.7 億円」とあるのは「101.2 億円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p>	<p>（借入申請）</p> <p>第 10 条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域総合整備資金借入申込書（第 2 号様式）及び事業計画書（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書（第 5 号様式）</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(過疎地域等における貸付額の特例)</p> <p>2 <u>平成 33 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（第 5 条第 5 項及び第 6 項に該当する場合を除く。）又は同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町の配置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域（第 5 条第 5 項の規定の適用を受ける場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「42 億円」とあるのは「54 億円」と、「63 億円」とあるのは「81 億円」と、同条第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」と、同条第 4 項中「52.5 億円」とあるのは「67.5 億円」と、「78.7 億円」とあるのは「101.2 億円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（離島振興対策実施地域における貸付額の特例）</p> <p>3 <u>平成 35 年 3 月 31 日までの間は、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」（第 5 条第 5 項及び第 6 項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「42 億円」とあるのは「54 億円」と、「63 億円」とあるのは「81 億円」と、同条第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」と、同条第 4 項中「52.5 億円」とあるのは「67.5 億円」と、「78.7 億円」とあるのは「101.2 億円」と読み替えるものとする。</u></p>

4 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（第5条第5項及び第6項に該当する場合を除く。）又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5条第5項及び第6項に該当する場合を除く。）において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。

第1号様式から第11号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

（単位：百万円）

地域振興民間能力活用事業計画

年度案件

（ふ り が な） 貸 付 対 象 事 業 名 （民間プロジェクト名）		（ ）			
貸付予定団体名（事業地域名）		（ ）			
（ふ り が な） 民 間 事 業 者 等 名					
連 帯 保 証 予 定 者					
	総額	年度分	年度分	年度分	年度分
設 備 投 資 等 の 総 額					
貸 付 対 象 事 業 費					
（うち用地取得費）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
（うち付随費用）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
ふるさと融資希望額					
民間金融機関等借入金額					
補助金額					
ふるさと融資比率		%	%	%	%
貸付対象事業の概要（設備の取得等の期間：着工 年 月 日～ 年 月 日）					
敷地（開発）面積 m ² （うち賃借面積 m ² ） 建物構造					
建物延床面積 m ² （うち賃借面積 m ² ）					
施 設 区 分		通常施設	複合施設	（該当する方に○を付ける）	
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
当該事業による地域の振興効果等					
稼働時における新規雇用者確保数 人（ 年 月 日稼働予定）					
（うち直接雇用者確保数 人、 うち間接雇用者確保数 人）					
当 該 市 町 村 の 状 況		類似団体の類型		財政力指数	
人 口 人		高齢化率 %		人口増減率 %	
就 業 人 口 人		1次 %	2次 %	3次 %	人口当たり産 千円
事業地における地域指定の 状況（該当箇所○を付ける）		過疎・みなし過疎 離島 地域再生計画認定地域 定住自立圏 連携中枢都市圏			
貸 付 団 体 の 財 政 状 況		標準財政規模 百万円		財政力指数	
経常収支比率 %		実質公債費比率 %			

第 2 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入申込書

三重県地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

1 貸付金の額 円（ 年度）

2 事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
（事業内容については、別添「事業計画書（第3号様式）」のとおり。）

3 借入希望条件

- ① 借入希望時期 年 月
- ② 借入希望期間 年 月（15年以内）
- ③ 据置希望期間 年 月（5年以内）

4 連帯保証予定者名
法人名

【担当連絡先】

所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X	
E-Mail	

第3号様式（第10条関係）

事業計画書

（ふりがな） 事業名			
（ふりがな） 事業者名			
事業地			
設備の取得等の期間	着工・着手	年 月 日、	完成 年 月 日
稼働予定年月日	年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ			
貸付対象事業の内容			
敷地（開発）面積	m ² （うち賃借面積	m ² ）	建物構造
建物延床面積	m ² （うち賃借面積 m ² ）		
施設区分	通常施設	複合施設	（該当する方に○を付ける）
雇用効果	新規雇用確保数	稼働時	人
	うち直接雇用	稼働時	人、間接雇用 稼働時 人
その他の関連事業の内容			
地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方			

第 4 号様式 (第 10 条関係)

事業者概要書

(単位：百万円)

(ふりがな) 事業名							
(ふりがな) 事業者名		(系列) (上場 証 部, 非上場)					
代表者名		略歴 (年生) 兼職					
役員							
資本金・基本財産等 従業員数		百万円 名			設立年月日 創業年月日		
本社所在地							
出資・出捐構成							
主要事業の概要							
主要仕入先						主要販売先	
部門別 売上高 推移	決算期 (年/月)	/ 期 (比率)		/ 期 (比率)		/ 期 (比率)	
	1 対象事業部門 ()	(%)		(%)		(%)	
	2	(%)		(%)		(%)	
	3	(%)		(%)		(%)	
	4	(%)		(%)		(%)	
	5	(%)		(%)		(%)	
その他 共 合 計		(%)		(%)		(%)	
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
今期見込			(%)				
財務状況 / 期	流動資産 (うち現預金) ()	流動負債 (うち借入金) ()	借入金 残高 / 期	借入		金融機関等	
	固定資産	固定負債 (うち借入金) ()		長 期	短 期		
	繰延資産	純資産					
	資産合計	(うち資本金) ()					
特記事項等				その他			
				合 計			

第 5 号様式 (第 10 条関係)

設備の取得等及び資金調達計画書

年度案件

事業名		事業者名	
-----	--	------	--

(単位:百万円)

費用区分			所要額	支払いベース					備考
				年度	年度	年度	年度	年度	
設備投資等内訳	貸付対象事業費	設備の取得等	用地取得費 A						
		計 B							
	付随費用	人件費							
		賃借料							
		保険料							
		固定資産税							
		支払金利							
		リース料							
	計 C								
	計(B+C) D								
	貸付対象外事業費	用地取得費							
消費税									
計 E									
合計(D+E) F									
付随費用の比率(%) C/D×100									

資金区分			調達額					備考	
			年度	年度	年度	年度	年度		
資金調達内訳	貸付対象事業費	地域総合整備資金 G						保証料率 %	
		借入総額	民間金融機関等借入金						
			計 H						
			計(G+H) I						
			補助金 J						
		その他	借入金計						
			自己資金						
	その他 ()								
	計 K								
		計(I+J+K) L						Dと一致すること	
	貸付対象外事業費	借入金計							
		自己資金							
その他 ()									
計 M									
	合計(L+M) N						Fと一致すること		
融資比率(%) $G/(L-J) \times 100$									

第 5 号様式付表（第 10 条関係）

設備の取得等及び資金調達計画書 付表

1 事業計画

項目	時 期	項目	時 期
土地取得（賃貸）	年 月		
土地造成（着工）	年 月	造成（完成）	年 月
工事契約	年 月	支払時期	年 月
〃	年 月	〃	年 月
〃	年 月	〃	年 月
着工時期	年 月	完成時期	年 月
営業開始時期	年 月		

2 許認可関連（不要の場合は「不要」と記入すること。）

項目	内容	許認可先	時期
開発許可 建築確認 環境アセスメント その他（ ）			

3 国・地方公共団体からの補助金（ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。）

補助者	補助金名	補助金額	百万円
補助者	補助金名	補助金額	百万円
補助者	補助金名	補助金額	百万円

4 関係機関担当者一覧

項目	名 称	支 店 名	担 当 者	T E L	F A X
保証機関					
民間金融機関等借入金 融資機関					

第 6 号様式 (第 10 条関係)

年度別損益・資金収支計画書

(1) 年度別損益計画—本プロジェクトベース

事業名	事業者名
-----	------

(単位：百万円)

損益計画	a	決算期 (年/月)												合計	備考		
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			/	
売上高																<売上高算定根拠>	
費用	b																<費用算定根拠>
人件費																	
原材料費																	
減価償却費																<その他>	
その他																	
営業利益 (a-b)	c																
支払利息等	d																
経常利益 (c-d)	e																

(注) 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
 2 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。
 ただし、具体的な計画等 (例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等) がある場合には、その事情を加味して記入すること。

年度別損益・資金収支計画書

(2) 年度別損益計画・資金収支計画－全社ベース

事業名	事業番号	決算期 (年/月)												備考	
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		合計
売上高	a	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	<売上高算定根拠>
本プロジェクト															
既存事業等															
費用	b	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	<費用算定根拠>
人件費															
原材料費															
減価償却費	c	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
その他															
営業利益(a-b)	d	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
経常利益															
税引後利益	e	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
利益留保															
内部留保(c+e)	f	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
内部留保累計															
資金収入	f	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	<その他>
内部留保															
長期借入金等															
本プロジェクト															
その他															
社債発行、増資、等															
資金収入計	g	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
資金支出	g	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
設備投資															
本プロジェクト															
その他(買収投資等)															
長期借入金返還															
本プロジェクト															
その他															
社債償還、等															
資金支出計	h	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
差引過不足(g-h)	i	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
過不足累計															

(注) 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
 2 損益計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同期で計画額を記入してもよい。
 3 損益計画・資金収支計画の項目名は変更しないこと。また資金収支計画(資金収入計)の「社債発行、増資、等」の内訳を備考欄<その他>に記入すること。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
連帯保証予定者 名 称
代表者名

地域総合整備資金貸付に係る意見書

×××× が実施する ○○○○ 事業についての当 の意見は別紙のとおりです。
なお、 ×××× に対する債権保全のために、貴県に損失補償を要求することはありませんので、念のため申し添えます。

(別紙)

項 目	意 見
1 事業者の業績及び業況	
2 本プロジェクトの妥当性	
3 総合所見	

第 8 号様式（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

民間事業者 様

三重県知事 ○○ ○○

地域総合整備資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
- 3 貸付年度 年度
- 4 償 還 第 1 回 年 月 日 (金額 円)
最終回 年 月 日 (金額 円)
- 5 連帯保証者 住 所
法人名

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金貸付借入辞退申請書

年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知があった地域総合整備資金について、別紙の理由により辞退したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

（注）上記関係書類は、地域総合整備資金の貸付けが決定された事業計画及び資金計画並びに変更後の事業計画及び資金計画が比較対照できるよう、地域総合整備資金借入申込書に添付する書類の様式により両者を2段書きとし、変更部分を赤字で記入し明示すること。

第 10 号様式（第 18 条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知があった地域総合整備資金について、別紙の理由により変更したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

（注）上記関係書類は、地域総合整備資金の貸付けが決定された事業計画及び資金計画並びに変更後の事業計画及び資金計画が比較対照できるよう、地域総合整備資金借入申込書に添付する書類の様式により両者を 2 段書きとし、変更部分を赤字で記入し明示すること。

第 11 号様式（第 18 条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入に係る事業計画等変更報告書

年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知があった地域総合整備資金について、別紙の理由により軽微な変更があったので、関係書類を添えて報告します。

（注）上記関係書類は、地域総合整備資金の貸付けが決定された事業計画及び資金計画並びに変更後の事業計画及び資金計画が比較対照できるよう、地域総合整備資金借入申込書に添付する書類の様式により両者を 2 段書きとし、変更部分を赤字で記入し明示すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和3年度分の貸付日から適用する。

三重県告示第 115 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく腐そ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ症検査、牛結核検査、伝達性海綿状脳症検査及びアカバネ病検査を次のとおり実施します。

令和4年3月15日

三重県知事 一 見 勝 之

1 実施の目的

腐そ病、牛ヨーネ病、牛ブルセラ症、牛結核及び伝達性海綿状脳症の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及びアカバネ病の発生予察のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜等の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 腐そ病検査

みつばち

イ 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表（一部変更令和3年10月1日））第3の1（1）及び第3の2（1）に基づき、家畜保健衛生所長が指示した家さん

ウ 牛ヨーネ病検査

牛（生後6月以上の、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛及び県内で生産された未検査牛、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、令和3年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成24年度又は平成29年度に県内で初回検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

エ 牛ブルセラ症検査及び牛結核検査

牛（令和3年12月1日において輸入から1年以上を経過し、かつ、同日に生存していた搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛のうち令和4年4月1日以降の調査時点において県内で飼養されている1農場当たり30頭までの牛、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の検査の対象牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

オ 伝達性海綿状脳症検査

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛

カ アカバネ病検査

牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛又は令和4年4月末時点での抗体陰性牛）

3 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) 腐そ病検査については、臨床検査及び細菌検査

(2) 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査（酵素免疫測定法）及びその他必要な検査

(3) 牛ヨーネ病検査及び伝達性海綿状脳症検査については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査方法

(4) 牛ブルセラ症検査及び牛結核検査については、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和3年3月5日付け2消安第5800号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に規定する検査方

法

- (5) アカバネ病検査については、牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領（令和3年3月8日付け2消安第5810号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に規定する方法

三重県告示第116号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示します。

令和4年3月15日

三重県知事 一見勝之

- 1 実施の目的
県内における豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 実施する区域
三重県全域
 - (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）
- 3 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日
- 4 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
皮下又は筋肉内注射法

三重県告示第117号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年3月15日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリハード&グリーンいなべ店
いなべ市北勢町阿下喜落合 3533 番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年2月28日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,989 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	40 台	縦覧による
駐車場 2	40 台	縦覧による
合計	80 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	11 台	縦覧による
合計	11 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	70 m ²	縦覧による
合計	70 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設	20.3 m ³	縦覧による
合計	20.3 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 6 時から午後 10 時まで
駐車場 2	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位置
駐車場 1	3 箇所	縦覧による
駐車場 2	4 箇所	縦覧による
合計	7 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 4 年 3 月 1 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 3 月 15 日から同年 7 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 118 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン伊勢ララパーク
伊勢市小木町字曾祢 538 番地ほか 79 筆
- 2 伊勢市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
付近道路は、みなと小学校、港中学校の児童生徒が通学に利用しており、登下校時に児童生徒が安全に通
行できるよう配慮すること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
ア 今回の変更計画で減少する予定の駐車場 G 及び駐車場 I については、開発行為に伴い設置された現地貯
留式の調整池を兼ねた駐車場であるため、調整池以外の用途で使用する場合または調整池の容量を変更す
る場合は伊勢市と協議すること。
イ 道路等を加工する場合は、道路工事施工承認申請書及び法定外公共物工事施行承認書を提出し、許可を
受けること。
ウ 占用の廃止を行う場合は、手続きを取ること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 3 月 15 日から同年 4 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 119 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可し
ましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
桑名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
桑名都市計画公園事業
6・5・1 号 桑名市総合運動公園
- 3 事業施行期間
平成 4 年 6 月 5 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を
実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 3 月 4 日から同年 9 月 22 日まで

3 作業地域
四日市市采女町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 1 月 19 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（農地の確定測量）
- 2 作業地域
松阪市笹川町及び同市大河内町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 1 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業地域
松阪市小片野町、同市大石町、同市六呂木町、同市後山町、同市柚原町、同市飯福田町、同市与原町及び同市嬉野岩倉町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 1 月 17 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（農地の地区界測量）
- 2 作業地域
多気郡多気町波多瀬

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 4 年 2 月 16 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
宮本 啓史
二級建築士
三重県知事登録第 10530 号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づく申請（上位資格取得）があったため

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 3 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名

令和4年 3月3日	伊勢市中村町字桶子 325-60 ほか 32 筆	伊勢市小木町 565-1 株式会社大地開発 代表取締役 大南 岨伊子
令和4年 3月4日	三重郡川越町大字亀須新田字百坪 168-1	三重郡川越町大字豊田一色 280 川越町長 城田 政幸
令和4年 3月7日	桑名郡木曾岬町大字和泉 57-2	桑名市高塚町 6 丁目 16-3 大橋 昂太

人事委公告

令和4年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）を次のとおり実施します。

令和4年3月15日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数		
警察官A	男性	約 37 名		
	女性	約 10 名		
	語学	ポルトガル語	約 1 名	
		スペイン語	約 1 名	
	武道	柔道	男性	約 1 名
			女性	約 1 名
		剣道	男性	約 1 名
			女性	約 1 名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

- (1) 昭和62年4月2日以降に生まれた人（「男性」「武道（柔道）男性」及び「武道（剣道）男性」にあつては男性、「女性」「武道（柔道）女性」及び「武道（剣道）女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げるもの
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和5年3月31日までに卒業する見込みの人
 - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

(1) 試験種目

警察官A（男性・女性） 教養試験、論文試験及び適性検査

警察官A（語学） 教養試験、専門試験Ⅰ、論文試験及び適性検査

警察官A（武道） 教養試験、実技試験、論文試験及び適性検査

論文試験は、第1次試験日に行いますが、第1次試験合格者を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

- (2) 試験日
令和4年5月8日(日)
 - (3) 試験会場
三重県警察学校(津市高茶屋4-36-9)
- 6 第2次試験
第1次試験合格者について次により行います。
- (1) 試験種目
警察官A(男性・女性・武道) 人物試験及び身体検査
警察官A(語学) 専門試験Ⅱ、人物試験及び身体検査
 - (2) 試験日及び試験会場
令和4年6月14日(火)から同月30日(木)までの指定する日
第1次試験合格通知で指定する場所
- 7 受験申込みの方法
申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ
(URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>) から申し込んでください。
- 8 受験申込の受付期間
令和4年3月15日(火)から同年4月13日(水)正午までとします。
なお、同年4月13日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。
- 9 採用
この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。
採用の時期は、原則として令和5年4月1日の予定です。
- 10 その他
- (1) 警察官A(男性)については、この試験と同時に、大阪府の警察官(巡査)の採用候補者試験を共同で行います。
なお、大阪府の採用予定数は、約5名です。
この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。
 - (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県勤労者福祉会館内 電話 059-224-2932)へしてください。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
